

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月4日

横浜市契約事務受任者  
教育次長

1 契約の概要

本郷台小学校スプリンクラー修理

2 履行（納品）場所

栄区本郷台一丁目6番1号 本郷台小学校

3 契約日

令和7年3月3日

4 履行期限

令和7年3月31日

5 契約金額

1,738,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区大岡3丁目16番8号

ヒドロ工業株式会社

代表取締役 石田 日出夫

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

スプリンクラーを稼働すると水が止まらなくなってしまい正常に散水できない状況となっており、近隣への砂塵被害防止のため早急な修繕が必要であったから。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿に工種「管」で登録があり、履行期限までに対応可能であること、また当該設備の設置業者であり、修理には専用部品が必要となることから選定しました。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課